

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十八年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面積（㎡）
畑山 真太郎	広島市佐伯区湯来町 町麦谷二〇一二番地一	広島市安佐南区沼田町大字 吉山字所近流三三四四番一 ほか三筆	五、四二二
村上 丈次	尾道市因島重井町 六〇五五番地一	尾道市因島中庄町字油屋新 開ヲ印四八二四番二	一、一一七
農事組合法人殿垣内	庄原市殿垣内町甲 四〇番地三	庄原市殿垣内町字上組三六 八番ほか四九筆	一一一、九二二
株式会社福本農産	庄原市山内町一七 三六番地	庄原市殿垣内町字上組五七 番一ほか一七筆	四一、一一一
農事組合法人高下	庄原市高町二二二 八番地の三	庄原市高町字馬場一五四二 番一ほか二八筆	五二、一〇三
岡崎 勘一	庄原市東城町栗田 一九五四番地一	庄原市東城町栗田字中河内 一〇九〇番ほか一一筆	一七、五六九
森田 英人	庄原市東城町田黒 一八七番地	庄原市東城町田黒字本谷九 〇六番ほか二筆	五、六二六
高橋 博明	庄原市東城町小串 一二七番地二	庄原市東城町小串字上東天 一三二番ほか一筆	四、八五五
株式会社藤本農園	庄原市東城町栗田 二九三九番地	庄原市東城町栗田字原田一 九一一番二ほか二〇筆	四〇、五五〇
名越 峯壽	庄原市東城町小奴 可七九七番地一	庄原市東城町小奴可字板井 谷五四五六番四ほか三筆	五、五五二
東城八幡ファーム株式 会社	庄原市東城町森一 七九六番地	庄原市東城町森字宇戸一六 一〇番一ほか一筆	二、八〇〇
有限会社援農甲立ファ ーム	安芸高田市甲田町 上甲立四九八番地 一	安芸高田市甲田町上甲立字 烏ノ洲三八五番ほか一四筆	一六、七七四
勝田 博男	安芸高田市吉田町 中馬甲三八一番地	安芸高田市吉田町中馬字八 ツ塚六四一番一ほか二筆	八、〇七一
株式会社ハラダファーム 本多	安芸高田市高宮町 原田一六七九番地	安芸高田市高宮町原田字柳 ケ坪三七一二番一ほか一筆	四、〇六二
仁伍 雅史	安芸高田市甲田町 高田原四七四番地	安芸高田市甲田町高田原字 目前二〇四六番三の一部ほ か三筆	四、一一〇
上田 義之	安芸高田市高宮町 房後五九九番地	安芸高田市高宮町房後字桜 ケ段六八二番一ほか四筆	三、九八六

黒田 浩樹	安芸高田市高宮町 原田三〇四三番地	安芸高田市高宮町原田字桜 ケ段三五四八番ほか四筆	一七、〇二五
熊野フアーマーズ株式 会社	安芸郡熊野町新宮 七丁目一二番四七 号	安芸郡熊野町萩原二丁目四 九八九番ほか一〇筆	八、三二五
農事組合法人せら富士 屋	世羅郡世羅町大字 重永八五一番地一	世羅郡世羅町大字重永字風 呂谷六四八番一ほか五筆	一〇、一六八

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成二十八年五月二日から平成二十八年五月十六日まで